4 騒音・振動防止対策

(1) 工場等の規制基準

ア 騒音

(ア) 騒音規制法

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示 第 301 号)

表 4-12-1 特定工場等における騒音の規制基準

(単位:dB)

				, , , , ,
	昼間	朝	タ	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
第1種区域	45	4	40	
第2種区域	50	45		40
第3種区域	60	55		50
第4種区域	65	60		55

第 1 種区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用

地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第2種区域:第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第3種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めら

れていない地域

第4種区域:工業地域

【備考】

第3種区域内(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各地域内においては、昼間、朝、夕及び夜間のうち午後9時から午後10時までの時間区分、都市計画区域で用途地域の定められていない地域においては夕のうち午後6時から午後7時まで及び夜間のうち午後9時から午後10時までの時間区分を除く。)に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する

特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準値は、上の表に掲げる値から5 デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例 (騒音)

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

県民の生活環境の保全等に関する条例

(平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号)

表 4-12-2 特定工場等における騒音の規制基準

(単位:dB)

	昼間	朝	朝 夕 夜間	
地域の区分	午前8時から	午前6時から 午後7時から		午後 10 時から
	午後7時まで	午前8時まで	午後 10 時まで	翌日午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	45	4	40	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50	4	40	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60		50
工業地域	70	65		60
工業専用地域	75	75		70
その他の地域	60	5	5	50

【備考】

- ア 上の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2 種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域 に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地

域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベル を減じた値とする(アの適用を受ける区域を除く。)。

イ 振動

(ア)振動規制法

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、最終改正 平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号)

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 63 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示 第 302 号)

表 4-13-1 特定工場等における振動の規制基準

(単位:dB)

		昼間	夜 間
		午前7時から	午後8時から
		午後8時まで	翌日午前7時まで
笠 1 琵豆豆	1	60	55
第1種区域	2	65	55
第2種区域	1	65	60
	2	70	65

第1種区域 1:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専

用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

2:第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

2 第一性住居地域、第二性住居地域及00年住居地域

第2種区域 1:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定め

られていない地域

2:工業地域

【備考】

ア 工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内(備考アの適用を受ける区域を除く。)における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例 (振動)

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、最終改正 平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号)

県民の生活環境の保全等に関する条例

(平成15年3月25日条例第7号、最終改正令和4年3月25日条例第15号)

表 4-13-2 特定工場等における振動の規制基準

(単位:dB)

	昼間	夜 間
地域の区分	午前7時から	午後8時から
	午後8時まで	翌日午前7時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70
その他の地域	65	60

【備考】

- ア 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする(アの適用を受ける区域を除く。)。

(2)届出

ア 特定工場等

【根 拠】

- ·騒音規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例

第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第13条第2項、第14条第3項

・振動規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条

【届出件数】

表 4-14 騒音・振動関係届出件数 (令和 6 年度)

	法	律	県乳		合計
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	口前
設置	8	5	19	18	50
使用	0	0	0	1	1
使用全廃	使用全廃 4		4	4	15
数変更	8	16	17	12	53
防止の方法変更	0	0	0	0	0
使用の方法変更		0			0
氏名等変更	54	48	55	61	218
承継	3	3	2	2	10
合計	77	75	97	98	347

	法		県乳	合計	
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	口前
みなし廃止	14	16	4	2	36
施設の修正	0	1	0	0	1
合計	14	17	4	2	37

【該当施設数】

表 4-15-1 騒音規制法に係る特定施設数

施設名								特定施設数	
1	金	属	加	I		機		械	2, 610
2	空	気 圧	縮機	及	びぇ	送	風	機	3, 179
3	土石	又は鉱物	用の破砕	幾、磨碎	₽機、.	১১	い及	び分級機	183
4	織							機	17
5	建	設用	資	材象	見 遣	Ė	機	械	28
6	榖	物	用	製		粉		機	2
7	木	材	加	I	•	機		械	106
8	抄			紙				機	1
9	印		刷		機			械	108
10	合	成 樹	脂用	射	出	成	形	機	1, 024
11	鋳	型	ř	告	型	<u> </u>		機	6
								計	7, 264
						昨:	年度	合計	7, 250

(令和7年3月31日現在)

表 4-15-2 振動規制法に係る特定施設数

			施	設名	,			特定施設数	
1	金	属	加	エ	機		械	2, 855	
2	圧		á	宿			機	1, 577	
3	土石	又は鉱物原	用の破砕機	、磨砕	幾、ふる	い及	び分級機	199	
4	織						機	3	
5	⊐	ンクリ	- F	ブロッ	ックラ	マシ	ン	7	
6	木	材	加	エ	機		械	3	
7	印		刷	₹	幾		械	57	
8	ゴ	ム練用ス	なは合成	樹脂	用の口	— Л	レ機	2	
9	合	成 樹	脂 用	射占	出 成	形	機	1, 146	
10	鋳	型	進	į	型		機	6	
							計	5, 855	
	昨年度合計 5,840								

(令和7年3月31日現在)

表 4-16-1 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る騒音発生施設数

		施設名	特定施設数
1	金	属加工機械	4, 725
2	空	気 圧 縮 機 及 び 冷 凍 機	11, 223
3	土石	又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	149
4	織	機	3
5	建	設 用 資 材 製 造 機 械	7
6	榖	物 用 製 粉 機	0
7	木	材 加 工 機 械	45
8	抄	紙機	0
9	印	刷機械	41
10	合	成樹脂用射出成形機	504
11	鋳	型 造 型 機	16
12	₹*	ィーセ゛ルエンシ゛ン及 び ガ ソリンエンジン	360
13	送	風 機 及 び 排 風 機	8, 832
14	走	行 ク レ ー ン	880
15	洗	び ん 機	0
16	真	空 ポ ン プ	196
		計	26, 981
		昨年度合計	26, 850

(令和7年3月31日現在)

表 4-16-2 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る振動発生施設数

施設名	特定施設数
1 金 属 加 工 機 械	3, 151
2圧 縮 機 及 び 冷 凍 機	12, 621
3 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	111
4 織 機	3
5 コンクリートブロックマシン	0
6 木 材 加 工 機 械	2
7 印 刷 機 械	26
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	73
9 合成樹脂用射出成形機	504
10 鋳 型 造 型 機	16
11 穀 物 用 製 粉 機	0
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	348
13送 風 機 及 び 排 風 機	9, 963
計	26, 818
昨年度合計	26, 658

(令和7年3月31日現在)

【該当事業所数】

表 4-17 騒音・振動関係事業所数

	事業所数
騒音規制法	858
振動規制法	691
県条例(騒音)	1, 044
県条例(振動)	1, 146

(令和7年3月31日現在)

イ 特定建設作業

【根 拠】

- 騒音規制法第14条
- •振動規制法第14条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例第46条

【届出件数】

表 4-18 特定建設作業届出件数 (令和 6 年度)

環境保	全課	旭支所	足助支所	稲武支所	小原支所	下山支所	藤岡支所	合計
1, 5	66	19	29	26	7	24	27	1, 698 (うち電子 780)

表 4-19-1 特定建設作業別届出件数(騒音関係)(令和6年度)

<騒音規制法関係>

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	42	1	43
2 びょう打機を使用する作業	1	0	1
3 さく岩機を使用する作業	641	7	648
4 空気圧縮機を使用する作業	140	5	145
5 コンクリートプラントなどを設けて 行う作業	10	0	10
6 バックホウを使用する作業	51	5	56
7 トラクターショベルを使用する作業	8	0	8
8 ブルドーザーを使用する作業	15	0	15
合 計	908	18	926

<条例関係>

特定建設作業の種類	環境 保全課	旭 支所	足助 支所	稲武 支所	小原 支所	下山 支所	藤岡 支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	4	0	0	0	0	0	0	4
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	7	1	9	14	2	2	0	35
4 空気圧縮機を使用する作業	8	3	2	6	2	2	0	23
5 コンクリートプラントなどを 設けて行う作業	0	0	0	1	0	0	0	1
6 バックホウを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
7 トラクターショベルを使用す る作業	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
9 鉄筋コンクリート造などの建 造物を解体、破壊する作業	187	0	0	0	0	0	0	187
10 コンクリートミキサーを用いる作業など	479	9	21	15	4	5	17	550
11 コンクリートカッターを使用 する作業	439	6	8	10	3	10	10	486
12 ブルトーザーなどを用いる整 地、掘削の作業	1, 478	18	25	23	7	27	23	1, 601
13 ロードローラーなどを使用する作業	594	13	11	17	3	11	6	655
合 計	3, 196	50	76	86	21	57	56	3, 542

^{※ 6~8}は法律のみ該当作業

表 4-19-2 特定建設作業別届出件数(振動関係)(令和6年度)

<振動規制法>

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	49	1	50
2 鋼球を使用して建築物などを破壊する作業	0	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	17	0	17
4 ブレーカーを使用する作業	618	12	630
숌 핡	684	13	697

<条例関係>

	特定建設作業の種類	環境 保全課	旭 支所	足助 支所	稲武 支所	小原 支所	下山 支所	藤岡 支所	合計
1	くい打機などを使用する作業	5	0	0	0	0	0	0	5
2 机	鋼球を使用して建築物などを 波壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	1	0	0	0	0	0	0	1
4	ブレーカーを使用する作業	8	8	14	18	2	6	0	56
	合 計	14	8	14	18	2	6	0	62

【参考資料】

表 4-20 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)に係る届出

	足山の種類	根拠	条文	届出の時期
	届出の種類	法律	条例	油口の中朔
1	設置の届出	6条1項	7条2項	設置の工事開始日の30日前まで
2	使用の届出	7条1項	8条2項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から 30 日以内
3	施設の数等の変更の 届出	8条1項	9条2項	変更に係る工事の開始の日の30日前
4	防止の方法の変更の 届出	0 朱 1 項		まで
5	氏名の変更等の届出	10条	13条2項	変更の日から 30 日以内
6	施設使用全廃の届出	10 未	10 末 2 垻	廃止した日から 30 日以内
7	承継の届出	11条3項	14条3項	承継があった日から30日以内

表 4-21 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例(振動関係)に係る届出

	見山の種類	根拠条文		日山の時期		
	届出の種類	法律	条例	届出の時期		
1	設置の届出	6条1項	7条2項	設置の工事開始日の30日前まで		
2	使用の届出	7条1項	8条2項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内		
3	施設の数等の変更の 届出		9条2項			
4	施設の使用の方法の 変更の届出	8条1項	_	変更に係る工事の開始の日の30日前まで		
5	防止の方法の変更の 届出		9条2項			
6	氏名の変更等の届出	10 条	13条2項	変更の日から 30 日以内		
7	施設使用全廃の届出	10 未	10 末 2 垻	廃止した日から 30 日以内		
8	承継の届出	11条3項	14条3項	承継があった日から30日以内		

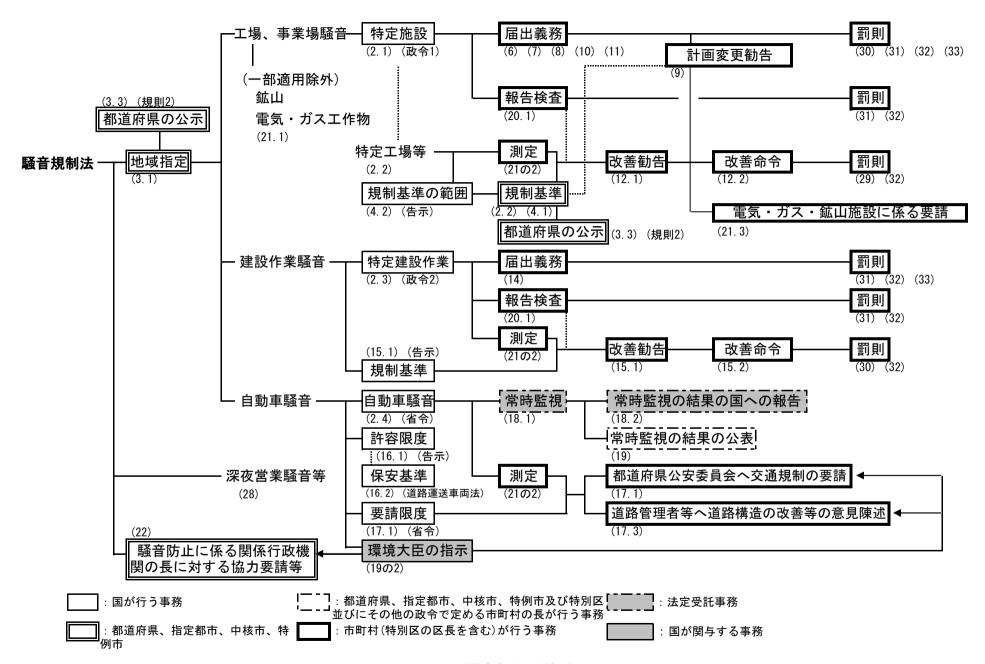


図 4-5 騒音規制法体系図

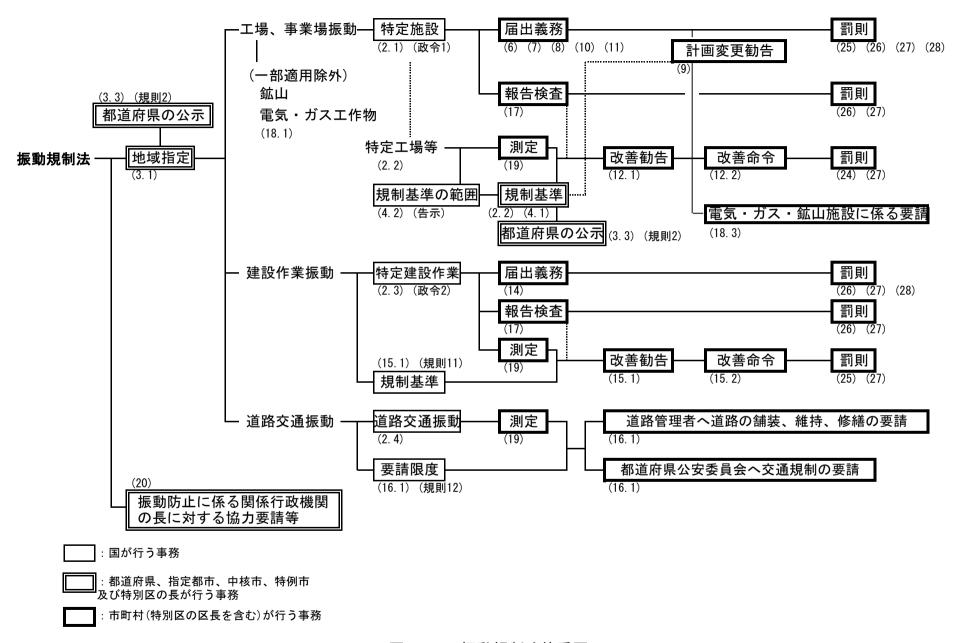


図 4-6 振動規制法体系図